

- 3 交通安全対策会議については、合併時に再編調整する。
- 4 放置自転車対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。
- 5 交通安全指導については、合併時に再編調整する。
- 6 交通安全施設については、合併時に再編調整する。
- 7 交通安全用具の支給については、合併時に再編調整する。
- 8 チャイルドシート事業については、合併時に再編調整する。
- 9 交通災害共済については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

23-7 納税関係

前納報奨金については、観音寺市の例により統一する。

23-8 電算システム事業関係

電算システム事業については、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合し、ネットワークシステム構築により住民サービスの低下を招かないよう調整する。

23-9 国際交流・友好都市関係

1 国際交流

姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他の事業については、合併時に再編統一できるように調整する。

2 友好都市

国内の姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。

23-10 各種福祉制度関係

〔各種福祉制度〕

ア 子育て支援関係

- 1 子育てホームヘルプ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。